北九州市監査公表第4号 令和2年2月21日

 北九州市監査委員
 井
 上
 勲

 同
 廣
 瀬
 隆
 明

 同
 香
 月
 耕
 治

 同
 河
 田
 圭一郎

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、定期監査 を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の対象

今回の監査は、財政局、建築都市局、人事委員会行政委員会事務局及び選挙管理委員会行政委員会事務局の平成30年度及び令和元年度(平成31年4月から令和元年6月末日まで)の収入、支出、契約、財産管理等の財務事務及びその他の事務の執行を対象とした。

2 監査の方法

上記事務に関する監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに、関係職員から説明を聴取した。

3 監査の期間

令和元年7月4日から令和2年1月23日まで

4 監査の結果

(1) 財政局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適切な措置を講じられたい。

ア 契約事務

(ア) 委託契約事務について

(税制課)

市税のしおり及び中学校社会科学習資料の作成業務に係る委託契約 事務について、平成30年度以前から同一の業者と随意契約をしてい た。なお、当該委託契約では著作権等の権利は市に帰属することとされていた。

市に著作権が帰属する場合は随意契約の合理的な理由には該当しないにもかかわらず、随意契約の理由は「受託者が原版を所持しているため」としていた。さらに「他社に比べて有利な価格で契約を締結することができる」ことを理由としていたが、他社との価格比較は行われていなかった。

市委託業務要綱では随意契約により契約を締結する場合は、合理的な理由のある場合に限定するとされている。合理的な理由とは、市業務委託に係るガイドラインにおいて、著作権が市に譲渡されていない場合に限り、当初の契約の相手方と契約を締結することにより、著しく有利な価格で契約を締結できるときとされている。そして当初の契約以降は、継続して部分的な改定による印刷物の発注を行う可能性がある場合は、著作権について、市に譲渡させるなどの措置をとり、他の業者が参入できるようにすることにより、競争入札の実施に努めることとされている。

適正な事務処理をされたい。

(2)建築都市局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適切な措置を講じられたい。

ア 公有財産管理について

(ア) 未利用地の管理について

(住宅管理課、住宅整備課)

住宅管理課及び住宅整備課が管理している未利用地について、14 箇所を抽出して現地調査を行ったところ、①侵入防止柵が老朽化して おり補修が必要な箇所、②擁壁に亀裂があり補修等安全対策が必要な 箇所、③無断占用・使用されている箇所があった。

地方財政法では、財産は常に良好な状態でこれを管理することとされている。また、未利用地の管理に瑕疵があったために他人に損害を与えた場合は、国家賠償法に基づく賠償責任を問われるおそれがあるため、安全面にも留意して管理を行う必要がある。さらに、市公有財産管理規則では、財産を無断で占用若しくは使用した者があるときは、直ちに原状回復命令を行うなど必要な措置を講じることとされてい

る。

適正な財産管理に努められたい。

- (3) 人事委員会行政委員会事務局 監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。
- (4)選挙管理委員会行政委員会事務局 監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。